

経済的にお困りで、就学の援助が必要な保護者様へ

令和8年度 就学援助費のご案内

令和8年4月～令和9年3月分



守山市では、守山市立小・中学校または市内に住所を有し、国公立・私立小・中学校に在学する児童・生徒がいる家庭で、経済的な理由でお困りの方に、給食費や学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助しています。

希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、申請してください。

当初申請期間 令和8年3月2日(月) から3月31日(火)まで → 終了しました

上記期間後も随時の申請を受付けています。

ただし、申請月の翌月からの認定となり、学用品費等の支給額が月割りとなるほか、援助の種類によっては支給対象とならない場合があります。

また、本事業に関する相談も随時受け付けています。お気軽に問合せください。

支給額 支給額の詳細は裏面をご覧ください。

対象者 令和8年度の就学援助の要件(①～⑩)のいずれかに保護者(父・母両方)が該当する方

- ① 児童扶養手当を受給している
- ② 生活保護を受給している
- ③ 市民税が非課税である
- ④ 市民税が減免されている
- ⑤ 個人事業税が減免されている
- ⑥ 国民年金保険料が免除されている
- ⑦ 国民健康保険税が減免されている
- ⑧ 生活福祉資金の貸付けを受けている
- ⑨ 失業対策事業適格者手帳を持つ日雇労働者または職業安定所日雇労働者である
- ⑩ 世帯全員の令和7年中の所得合計額が教育委員会の定める基準額以下の世帯

<認定となる総所得金額の目安>

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯構成	父、母(ともに40代) 小学生1人	父、母(ともに40代) 小学生1人、中学生1人	父、母(ともに40代) 祖母(70代) 小学生1人、中学生1人
総所得金額	約230万円	約280万円	約300万円

- ※基準額は世帯員の構成(人数や年齢)によって変わります。
- ※同じ世帯の方、生計を一にしている方の所得は全て合算します。
- ※所得審査によって認定されない場合があります。

①もしくは②のいずれかの方法で申請してください。

※令和8年1月2日以降に守山市へ転入された方は『②窓口持参による申請』で申請してください。

申請方法

① オンライン電子申請(Logoフォーム)

※令和8年度オンライン電子申請は、令和9年2月末日まで可能です。

② 窓口持参による申請

- ・守山市役所2階の学校教育課まで直接申請してください。
- ・受付は午前9時から午後4時45分まで(土・日曜日、祝日は除く)

※申請に必要な書類については、市ホームページをご覧ください。学校教育課までお問合せください。
※代理申請される場合、①委任状の提出、②本来の申請者と代理提出者のマイナンバーカードの提示により受け付けます。



オンライン電子申請
(Logoフォーム)

24時間
受付可能です!

お問合せ： 守山市吉身二丁目5番22号(守山市役所2階)
守山市教育委員会事務局 学校教育課
TEL：077-582-1141(課直通)

詳細はホームページ、
QRコードから→

守山市就学援助費



給付方法について

- ◆ 認定または却下の審査結果を、7月上旬頃に申請者あてに送付します。（随時申請の結果は都度送付します。）
- ◆ 認定された方は、年3回、各学期末（7月、12月、3月）に就学援助費を給付します。（年度途中に認定された方は、認定月以降の就学援助費を支給します。）
- ◆ 給食費や学用品等に未納が生じた場合は、学校長委任（学校長の口座への振込み）に変更することがあります。
- ◆ 守山市立小中学校以外に就学している方は、修学旅行費、校外活動費（宿泊有）、体育実技用具費、卒業アルバム代費の給付について、領収書や精算報告書のご提出を依頼することがあります。

支給額について

（給付額等は変更になる場合があります。）

援助の種類	対象者	支給時期 (予定)	給付額 (年額)	
			小学校	中学校
学用品費	全員	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	11,630円	22,730円
通学用品費	小学校：2～6年生 中学校：2、3年生	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	2,270円	2,270円
学校給食費	小学校：私立小学校の者のみ 中学校：全員	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月		上限額53,900円
新入学学用品費	小学校：1年生 中学校：1年生 (4月認定者のみ)	7月 ※1	64,300円	81,000円
修学旅行費	小学校：6年生 中学校：3年生	学校から実績報告があつた時の次の支給時期	上限額22,690円	上限額60,910円
校外活動費 (宿泊有)	校外活動参加者	学校から実績報告があつた時の次の支給時期	上限額3,690円	上限額6,210円
校外活動費 (宿泊無)	全員	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	1,600円	2,310円
学校病医療費	医療券発行者	教育委員会から医療機関へ支払います。 ※2	実費	実費
体育実技用具費	中学校：1年生 (柔道着・剣道竹刀のみ)	学校から実績報告があつた時の次の支給時期		上限額 7,650円
卒業アルバム代等	小学校：6年生 中学校：3年生	3月	上限額 11,000円	上限額 10,000円
通学費※4	小学校：片道4km以上の者 中学校：片道6km以上の者	3月	上限額 40,020円	上限額80,880円

※1 新入学学用品費：令和8年2月に入学準備金の入学年度前支給を受けた方については、令和8年度新入学学用品費と令和8年2月支給額との差額（小学校：7,240円、中学校：18,000円）を、7月頃に支給します。

※2 学校病医療費：学校病（う歯、結膜炎、中耳炎等）の治療に要した費用を援助します。学校で実施される健康診断にて“医療勧告”を受けた後、教育委員会に申請し医療券の交付を受けてください。治療の際は、医療機関へ「医療券」を提出すると、有効期限内において治療費が無料になります。医療券の交付は秋頃となりますので、領収書の保管をお願いします。

※3 通学費：通学期間、経路や通学方法の確認、定期券等の写しの提出等があります。該当する方はお問い合わせください。